

令和3年7月26日

保護者様

那覇市立鏡原学校
仲間丈二 校長
(公印省略)

学習用タブレット端末の夏季休業中における貸与について

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

GIGA スクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と校内Wi-Fi環境を整備し、本校においても新たな取り組みが始まっています。

夏季休業中においても個別最適化された学習を実現するため、学習用タブレット端末を用いて自宅でも学習できるよう一定の要件において貸与することといたしましたので通知いたします。

記

1 貸与要件

貸与における遵守事項を確認の上、学校長に対し「那覇市学習用タブレット端末貸与申請書」を提出してください。

※ 学習用タブレット端末の貸与にあたって、家庭にWi-Fi環境があることが必要となります。詳しくは下記「3 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて」をご覧ください

2 貸与期間

貸与期間は学校の夏季休業の期間が終了するまでとなります。

3 ご家庭のWi-Fi接続のお願いについて

学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。ご家庭のWi-Fi環境に接続しご利用くださいますようお願いいたします（接続方法については別紙の資料を参考にしてください）。

臨時休業時においては、Wi-Fi環境がない世帯に対し、那覇市教育委員会よりモバイルWi-Fiルーターを貸与がございましたが、モバイルWi-Fiルーターは感染拡大防止のための臨時休業時に児童生徒の学びを補償するための措置であることから、今回はモバイルWi-Fiルーターの貸与はございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

4 その他

(1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。

(2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。

(3) 別紙「タブレット端末貸与許可書兼遵守事項確認書」に従い、適切な管理をお願いいたします。

問い合わせ先
鏡原中学校
電話：098-917-3413